

保護者 様

新居浜市教育委員会
新居浜市立小学校校長会

春季休業後の学校再開に向けての対応について

このことについて、愛媛県教育委員会及び東予教育事務所からの通知や新居浜市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議決定事項を受けまして、学校再開に向けて次のように対応いたします。

1 始業式・入学式について

当初の予定通り、実施します。感染リスクの3密（密閉・密集・密接）をできる限り排除し、児童生徒や保護者の皆様に安心して参加いただけるよう万全の対策（規模縮小・時間短縮・換気・咳エチケット等）を施します。

2 学校再開後の留意点

(1) マスク着用

ア 授業中は教職員、児童生徒ともにマスクを着用し、感染リスクを可能な限り低減します。

イ 入学式における新入生用のマスクについては、新居浜市から各学校に配布します。

ウ マスク購入が困難である状況から、不織布マスクの再利用、給食用マスクの活用、手作り布マスクの使用などを推奨します。

※ 上記準備が難しい場合に備えて、新居浜市が各学校に備蓄分を回せるように努めます。

(2) 授業形態・給食時の配慮

ア 当面は、児童生徒の感染予防を第一に考え、前を向いての一斉授業スタイルを基本とします。体育の授業では、柔道など密接にかかわらなければならない運動は、時期をずらして計画します。音楽の授業でも飛沫感染予防を考慮した授業となります。

イ 給食は、全員前を向き、席を離して黙って食べることを徹底します。

(3) 感染予防の徹底

ア 教室は、上の窓を開けておき、常に風が通る状態にします。

イ 手洗いの励行（休み時間ごとの手洗いを励行する）、咳エチケット（可能な限りマスク着用）、教室内で休み時間を過ごす場合は、読書等をして静かに過ごすことを推奨します。

ウ 毎日、給食前と放課後に、教室内の机、椅子、出入り口の取っ手などの消毒を行います。

(4) 体調管理の徹底

ア 登校前に自宅で検温や保護者による健康観察を行っていただき、健康観察記録表に記録し、登校後速やかに担任等に報告してください。

イ 37.5度以上の発熱がある場合や発熱症状がなくても、咳やのどの痛み、強いだるさ筋肉痛等の風邪症状がみられる場合は欠席して様子を見てください。現状では、その際の扱いは「出席停止」とします。

ウ 登校後、学級単位での健康観察を徹底するとともに、不調があれば検温をします。登校後、37.5度以上の発熱がある場合や発熱症状がなくても、咳やのどの痛み、強いだるさ筋肉痛等の風邪症状がみられる場合も同様に早退の対応をとらせていただきます。

エ 児童生徒の保護者、同居者等が、首都圏又は関西圏など感染拡大地域への出張、旅行等の後、2週間以内で体調がすぐれない等の症状が出ている場合は、速やかに学校に連絡を取ってください。

さい。保護者と学校と教育委員会で児童生徒の登校について検討を行います。現状では児童生徒が元気である場合、登校できます。

オ 教職員の体調管理につきましては、首都圏又は関西圏など感染拡大地域への出張、旅行等の後、体調によらず、念のため帰県後、2週間の自宅待機をいたします。

(5) 部活動等

新居浜市としては、4月6日(月)からの再開を許可します。児童生徒の体調や開始に向けた条件整備等を考慮し、実際に再開する日は学校判断とします。その際、3つの感染リスク(密閉・密集・密接)管理を徹底し、校長が実施内容を十分に確認します。校長や顧問等の指導者は次の事項に留意のうえ、責任をもって監督し、感染予防対策を徹底します。

ア 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。

イ 部室の利用は短時間とし、一斉に利用しない工夫を行います。

ウ 大人数による集団の活動は避け、少人数やグループ分けによる練習や、児童生徒が極力接触しない練習メニューの工夫、体育館等での換気の実施、同一運動器具を使用する場合の衛生管理の徹底などに配慮します。

エ 4月18日より開催予定だった市長旗・杯争奪大会は、中止とします。

オ 軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど)が見られる、普段の自分の体調と様子が違うなど、何らかの体調不良がある児童生徒は参加できません。また、活動中及び活動後に体調不良となった場合は、保護者に連絡して、安全に帰宅させます。

カ 3月以降の海外渡航歴を有し、帰国後2週間を経過していない児童生徒、3月以降に首都圏や関西圏など感染拡大地域から来県・帰県し、2週間経過していない児童生徒は参加できません。

キ 練習試合等については、一律に禁止するものではなく、近隣校との試合などは、感染症対策を徹底したうえで実施可能とします。ただし、実施内容や移動方法等に留意し、車での移動をともなう練習試合は実施いたしません。(ただし、えひめ学園の公用車による移動は除く。)なお、感染拡大していない地域であっても県外への遠征は行いません。

3 小学校運動会

5月に予定されていた運動会は、2学期以降に延期とします。

4 バスを利用した体験学習や自然の家、修学旅行等は夏休み以降に延期します。

5 4月実施予定の参観日、PTA総会は中止にします。

6 転入児童生徒への配慮

年度末の勤務地異動等により、県外から転入する児童生徒については、その受け入れに際して他の児童生徒から心ない言葉をかけられたり、疎外されたりすることのないよう、人権尊重といじめ防止に十分配慮します。

7 感染防止に関する啓発

首相官邸及び厚生労働省のリーフレット「コロナ対策」「咳エチケット」「手洗い」を教室、手洗い場、階段踊り場等に学校掲示として積極的に活用し、児童生徒、教職員の感染防止に対する意識高揚に努めます。